

令和5年11月14日  
選挙管理委員会事務局

## 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

期日前投票制度導入時、期日前投票所における投票管理者及び立会人（以下「期日前投票管理者等」という。）の報酬額について、東京都選挙管理委員会（以下「都選管」という。）から、投票日当日（以下「当日」という。）の受付時間が13時間であるのに対し、期日前投票の受付時間が11.5時間であるため、当日の報酬額に $11.5/13$ を乗じた金額が妥当であるとの見解が示されていた。しかし、当区においては、期日前投票は当日の投票に比べ受付件数が少ないという観点から、都選管の見解に基づく報酬額より低い報酬額としている。

期日前投票制度導入時と比べ、期日前投票の受付件数は大幅に増加しており、また、都選管の見解を基に報酬額を定めている区が大勢を占める中で、当区の期日前投票管理者等の報酬額が特別区の中で最低となっている状況にあることから、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、期日前投票管理者等の報酬額を都選管の見解に基づく報酬額に改定する必要があるため。

### 2 改正内容

#### (1) 期日前投票管理者等の報酬額について（別表第1（第2条関係））

期日前投票所における投票管理者は「14,000円」を「16,000円」に、期日前投票所における投票立会人は「12,000円」を「15,000円」にそれぞれ改める。

#### (2) 期日前投票管理者等の報酬額（交代制）について（別表第1（第2条関係）備考第1号及び第2号）

期日前投票所における投票管理者は「7,000円」を「8,000円」に、期日前投票所における投票立会人は「6,000円」を「7,500円」にそれぞれ改める。

### 3 施行期日

公布の日から施行し、施行日以後にその期日が到来する選挙に係る報酬について適用する。

### 4 新旧対照表

別添のとおり

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月下旬 第4回区議会定例会（改正条例案提案）

## 新旧対照表

## 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正後					改正前				
第1条～第6条 省略 附則(令和 年 月 日条例第 号)					第1条～第6条 省略				
1 この条例は、公布の日から施行する。									
2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日が到来する選挙に係る報酬について適用し、施行日前にその期日が到来した選挙に係る報酬については、なお従前の例による。									
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)				
	選挙の別	国が管理する選挙及び投票	都が管理する選挙及び投票	区が管理する選挙及び投票		選挙の別	国が管理する選挙及び投票	都が管理する選挙及び投票	区が管理する選挙及び投票
選挙長	すべての投票箱の送致を受けた日(以下「送致日」という。)に開票を行う場合	—	—	23,000円	選挙長	すべての投票箱の送致を受けた日(以下「送致日」という。)に開票を行う場合	—	—	23,000円
	送致日の翌日に開票を行う場合	—	—	20,000円		送致日の翌日に開票を行う場合	—	—	20,000円
	無投票となったときの選挙会を開く場合	—	—	12,000円		無投票となったときの選挙会を開く場合	—	—	12,000円
開票管理者	送致日に開票を行う場合	23,000円	23,000円	23,000円	開票管理者	送致日に開票を行う場合	23,000円	23,000円	23,000円
	送致日の翌日に開票を行う場合	20,000円	20,000円	20,000円		送致日の翌日に開票を行う場合	20,000円	20,000円	20,000円
投票管理者	投票所における投票の場合	19,000円	19,000円	19,000円	投票管理者	投票所における投票の場合	19,000円	19,000円	19,000円
	期日前投票所における	16,000円	16,000円	16,000円		期日前投票所における	14,000円	14,000円	14,000円

改正後					改正前				
	る投票の場合					る投票の場合			
選挙立会人	送致日に開票を行う場合	—	—	21,000円	選挙立会人	送致日に開票を行う場合	—	—	21,000円
	送致日の翌日に開票を行う場合	—	—	18,000円	選挙立会人	送致日の翌日に開票を行う場合	—	—	18,000円
	無投票となったときの選挙会を開く場合	—	—	5,000円	選挙立会人	無投票となったときの選挙会を開く場合	—	—	5,000円
開票立会人	送致日に開票を行う場合	21,000円	21,000円	21,000円	開票立会人	送致日に開票を行う場合	21,000円	21,000円	21,000円
	送致日の翌日に開票を行う場合	18,000円	18,000円	18,000円		開票立会人	送致日の翌日に開票を行う場合	18,000円	18,000円
投票立会人	投票所における投票の場合	18,000円	18,000円	18,000円	投票立会人	投票所における投票の場合	18,000円	18,000円	18,000円
	期日前投票所における投票の場合	<u>15,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>15,000円</u>		投票立会人	期日前投票所における投票の場合	<u>12,000円</u>	<u>12,000円</u>
備考					備考				
1 投票管理者の従事時間が投票時間の2分の1の時間である場合の報酬の額は、投票所における投票管理者にあつては9,500円、期日前投票所における投票管理者にあつては <u>8,000円</u> とする。					1 投票管理者の従事時間が投票時間の2分の1の時間である場合の報酬の額は、投票所における投票管理者にあつては9,500円、期日前投票所における投票管理者にあつては <u>7,000円</u> とする。				
2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1の時間である場合の報酬の額は、投票所における投票立会人にあつては9,000円、期日前投票所における投票立会人にあつては <u>7,500円</u> とする。					2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1の時間である場合の報酬の額は、投票所における投票立会人にあつては9,000円、期日前投票所における投票立会人にあつては <u>6,000円</u> とする。				
3 投票所及び期日前投票所における投票管理者又は投票所における投票立会人のうち、投票箱を送致する者は、1,000円を加算する。					3 投票所及び期日前投票所における投票管理者又は投票所における投票立会人のうち、投票箱を送致する者は、1,000円を加算する。				
別表第2（第3条関係） 省略					別表第2（第3条関係） 省略				